

平成29年7月31日



川口信用金庫



「働き方改革にかかる包括連携協定」の締結について

当庫はじめ彩の国4信金は、厚生労働省埼玉労働局と埼玉県内の「働き方改革」のより一層の推進を図るため「働き方改革にかかる包括連携協定」を平成29年7月31日に締結し、相互の連携を強化いたします。

本協定は県内の4信用金庫と埼玉労働局が密接に連携し、埼玉県内の労働者の働き方改革を推進することを目的としています。こうした取り組みを通じて、お取引先企業の経営サポートを始め、お客さまへ幅広いサービスを提供し、地域経済の発展に貢献してまいります。

○「包括連携協定」における具体的な施策の例

- ・セミナー等の共催や講師派遣
- ・金融機関のネットワークを活かした各種助成金制度等の支援策の周知
- ・好事例の収集や管内企業への情報提供



〒332-8686  
埼玉県川口市栄町3丁目9番3号  
TEL.048-253-3333(代)  
<http://www.shinkin.co.jp/ksb/>

地域の皆さまと共に歩む